

大阪市下水道事業経営形態見直しの考え方 ~ 上下分離方式における新たな経営形態 ~

資料2

下水道事業の特性

- 下水道法の規定により、管理者は地方公共団体に限られる
- 下水道は、防災と水環境保全の役割を担う公共インフラ
- 一方、複雑なシステムで構成される装置型事業であるため、効率性を高めるには民間の経済原理の導入が適する

経営形態の見直しの方向性

- 行政責務として、防災・水環境保全対策のレベルアップと市民の安全・安心を確実に担保できる体制を構築する
- 事業運営に民間原理を取り込み、さらなる効率性を追求し、施設整備の着実な推進や経営状況の向上を図るため、上下分離方式を導入する。
- 官民の人材を活用し、ノウハウの継承発展に努めるとともに、官側が持つトータルシステム技術と民側が持つ先駆的な専門技術を融合し、新たな技術の開発・導入を図る

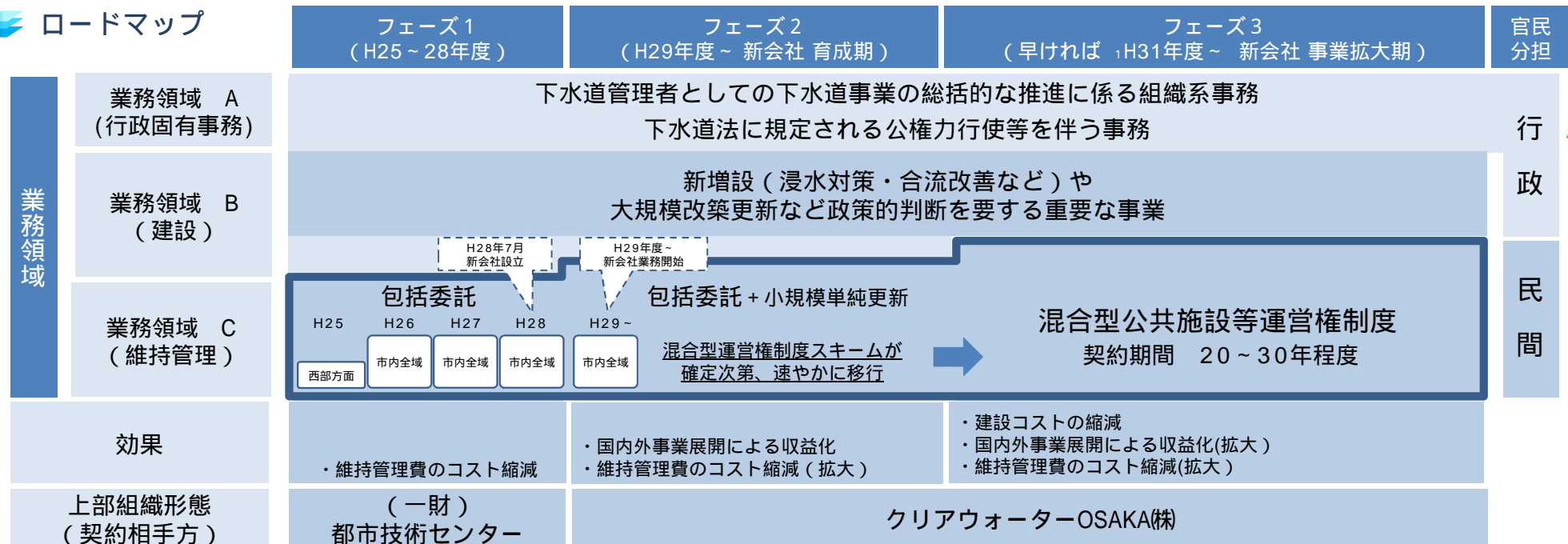
大阪市下水道の中期経営課題と事業を取り巻く周辺環境

- 浸水対策、地震・津波対策、水環境保全対策等が実施途上で、市民の安全・安心を確保する目的の施設整備完了に今後さらに相当期間を要する
- 使用水量（使用料）の減少傾向に対し、今後改築更新事業の本格化等によって、今後ますます厳しい経営環境となる状況
- 国内では、下水道技術者の不足による適切な運営管理が課題であり、本市の経験が活用できるビジネスチャンスが存在する

上下分離方式における新たな経営形態（公共施設等運営権制度の導入）

- 下水道管理者の責務を果たしつつ、「効率的・持続的な事業運営のため民間原理を最大限導入し」、「市の持つ技術・ノウハウの活用・継承」の観点から下水道施設全体を対象に、施設の運転維持管理に留まらず、設計・建設に至る業務領域をパッケージ化した事業スキームとして、法制度に位置付けられた公共施設等運営権方式の導入をめざす

ロードマップ



業務レベルの推移

2【混合型運営権制度導入における課題】
国庫補助金・一般会計繰入金等財源スキームの検討

課題の解決 2

PFI法に基づく手続き

1 課題が解決できるまでの期間はフェーズ2にとどまる